第 23 回統計委員会において出された質問及び意見の概要 (国勢調査関係)【未定稿】

封入提出方式の全面導入により、回収した調査票の未記入や不備が増加することが予想される。

これに対し、調査結果の精度を確保するため、統計法第 15 条に基づく立入検査 等を導入し、市町村の職員が調査票の記入内容を補完することとしている。

しかし、住民基本台帳による補完を十分に行うことができず、記入内容に不備があるものが多数出てきた場合に、市町村の職員だけでは十分な対応ができないために、精度を確保できなくなるおそれがあると考える。

このため、市町村の職員に代わって、調査員も立入検査等を行う方法もあるのではないかと考えるが、「諮問の概要」2ページのイの(イ)における「市町村の職員等」の「等」には、この含みを持たせていると解してよいか。

封入提出方式を全面導入することとしているが、調査客体の中には、調査票の記入を手伝ってほしいという要望もあるのではないか。このような要望があることを想定した上での対応なのか。

封入提出方式の全面導入により、未記入の調査票や記入内容が不正確な調査票が増加した場合に、市町村の負担が増加するのではないか。これによる市町村の負担の増加に対し、どのように対応することとしているのか。

雇用形態の区分変更は、ようやく対応がなされたと感じており、大事な一歩と感じている。

一方、削除される就業時間については、就業者の根拠を「1時間以上就業」としていることから、「就業状態」を確定する際にも有用な情報であり、また、結果が利用されていないということはないと考える。どのような根拠に基づき、利用がないと判断されたのか。

住民基本台帳の利用は意味があることと考えるが、地域別・男女別の人口を住民 基本台帳のデータと国勢調査のデータで比較すると、差が 10 パーセント以上ある と聞いたことがある。このため、住民基本台帳の情報だけに頼ると、不適切な結果 が出るのではないか。特に、若年者の場合、住民登録を地方に残したまま、都市部 で就業や就学をする場合もあり、人口等の把握に大きな誤差を生じるおそれがある。 5年前の住居の所在地について、合併のあった市町村に居住している方の場合、合併前の市町村をベースに回答してもらうのか、あるいは、合併後の市町村をベースに所在地を回答してもらうのか。

雇用形態を把握する区分を変更することが、就業時間を削除する理由として挙げられているが、必ずしも労働時間によって、パートタイム又はフルタイムが区分されているわけではない。どこかの段階で就業時間を把握する必要があるのではないか。